

第228回 長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 平成30年2月7日（水） 午後1時30分から

2 場 所 ホテル信濃路「黒姫」

3 出席者

○漁場管理委員 13名

漁業者代表：藤森貫治、梅戸洋、富岡道雄、古谷秀夫、佐藤みつ子

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博、金井恒一郎

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介、酒井美月

○事務局 4名

丸山書記長他

4 会議事項

- (1) 委員会の業務内容について
- (2) 遊漁規則の変更について
- (3) 増殖指示量の変更について
- (4) コイの持ち出し禁止指示について
- (5) オオクチバス等の試験研究による再放流について
- (6) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流指示解除について
- (7) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず議事に入る前に、議事録署名委員の指名を行います。本日は、議事録署名委員を梅戸委員、小澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。一つ目の議題は、「内水面漁場管理委員会の業務内容について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1により説明

平林会長 何かご質問等がございますか。特にご意見ご質問が無いので、次に進めさせていただきます。

議事（2）の「遊漁規則の変更について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 何か御意見ご質問ありますか。

桐生委員 中学生無料ということは非常に良いことと思いますが、更埴漁協の管内で遊漁者のうち中学生の割合はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 中学生の遊漁者の割合については、事務局としては手元に資料がありませんのでお答えできません。

桐生委員 わかりました。

水谷委員 昨年、大町でも中学生が無料になりまして、講演会で中学生にそのことを伝えたのですが、溪流釣りは中学生にとって危険はないか説明していただきたいと思っています。

事務局 今回申請のありました更埴漁協は、上流は上田市との境の坂城町から下流の千曲川まで、下流が長野市松代町付近までがエリアになります。この地域は山岳溪流ではございませんので、もちろん川に落ちれば危ないのですが、大町の溪流と比較すれば小中学生でも比較的容易に近づける場所と認識しております。

水谷委員 ありがとうございます。

平林会長 「中学生」はどのように見分けるのですか。

事務局 基本的には本人の申告によるものです。各漁協の現場監視員さんが回っている中で判断されると思いますが、基本的には本人の申告で、学生証まで提出させるかどうかは各漁協によって違うと思います。

平林会長 ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。

更埴漁協の申請の内容どおり認可して差し支えない旨、答申させていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

平林会長 御異議がありませんので、申請の内容のとおり認可して差し支えない旨、答申さ

せていただきます。ありがとうございました。

それでは議題（3）「増殖指示量の変更について」ですが、青木湖漁協から変更希望が出ておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3により説明

平林会長 何かご質問ご意見ございますでしょうか。

高田委員 変更を希望する理由で、現在の指示数量は受精卵の数だと書いてありますが、指示を出すときに卵について細かく指示しているのでしょうか。

事務局 増殖指示を審議していただいたときに、ワカサギ卵の項目があるのですが、ワカサギ卵につきましては、従前、受精卵が流通のメインだったということで一般的には受精卵の数量ということになります。最近では発眼卵まで出荷元で飼育をした状態で出荷するという形態が徐々に普及してまいりまして、その点を現在の指示は考慮していないのですが、青木湖漁協さんでは従来の受精卵から発眼卵の放流に切り替えるということをやっております。

ちなみに水産試験場で青木湖漁協さんのワカサギ卵のふ化の成績について調査をしたことがありまして、従来の受精卵であります網走湖産のワカサギについては平均の発眼率が約4割ということでございます。諏訪湖の発眼率が7割ということですのでそれを掛け算しますと7,000万粒に対して約4割ということですので約3,000万粒に相当するというところでございますけれども、現在の発眼卵の放流についてそれに見合う、あるいはそれ以上の成績が見込まれるということで、漁協さんとしては指示量の変更をお願いしたいということでございます。

桐生委員 青木湖と同じように内共13号だと木崎湖も入っているのですが、木崎湖はよろしいでしょうか。

事務局 今回の要望調査では木崎湖漁協さんからは変更の要望はございませんでした。木崎湖漁協さんのワカサギ卵については従前どおりの受精卵である可能性がありますし、来年度の会議では増殖指示量の見直しがありますので、その時には各漁協さんに要望をお聞きしながら全体の増殖指示量を決めていただきたいと思います。今回は青木湖漁協さんだけでした。

高田委員 漁協さんに出す指示量として、ある程度卵を出荷される側でデータを出されているのであれば、どういうステージの卵だったらどれくらいとか、発眼卵換算にして

どれくらいという基準を示して差上げた方が親切ではないでしょうか。

ワカサギの資源量が維持できなければ一番最初に困るのが漁協さんです。前もって我々はこういう量とっているのですが、発眼卵あるいはふ化稚魚に換算するとどれくらいということがわかるのであれば、学術的データを水試がお持ちでないという強いことは言えないと思うのですが、その方が先々の資源量を考える上ではその方がよろしいのではないかと思います。具体的に学術的資料がないのに大雑把にこれというのは行き過ぎではないかと思います。

事務局 来年の増殖指示の見直しの時には、ワカサギ卵の放流という中に受精卵と発眼卵を書くスペースがあるかもしれないので、そのあたりの成績も加味して考えていきたいと思います。

藤森委員 発眼卵と受精卵についてですが、諏訪湖で発眼卵として出荷を始めたのは5年か6年前になります。それまでは全部受精卵で出荷していました。いろいろな話をユウザーから聞いた中で、受精卵が送られてきたときに、受精卵はふ化率が良い時と悪い時と極端に違う、さらに購入先でも違うということがありまして、諏訪の試験場との調査の中で発眼卵を試験的にやったところ、非常に良いという評価が得られまして、だったら諏訪湖で発眼卵まで面倒見て出荷してあげようということになりました。今は出荷する量の半分が発眼卵、半分が受精卵ということになっています。

受精卵の方が、もらった方で管理しやすいというところもありますので、それはそれで出荷しているという状況です。発眼卵は確かにふ化率を見た時には極端に違う。発眼卵でふ化させた場合は、私の見たところでは90%を超えてふ化します。受精卵でそのままふ化させた場合は良くて40~50%、管理が悪ければもっと下がります。

受精卵を実際にふ化させるには相当の労力と管理が必要になってきます。それを含めるとだんだん発眼卵に移ってくるのではないかと思います。

従って高田先生のおっしゃる通り、発眼卵の場合はどれくらいまでで充足できるという評価ができるような気がしますので、事務局と水産試験場と調整していただきまして、目安が決まればその目安に従って指示を出していくという形が取れると思いますので、よろしくお願い致します。

平林委員 過渡期ということで、こういった案件が出てきているということでご理解いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

特になければ、青木湖漁協の希望どおり変更するということで決定していくということでもよろしいでしょうか。

全委員 はい。

平林委員 それではそのように決定させていただきたいと思います。

次に4番目の「コイの持ち出し禁止指示について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4により説明

平林会長 何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

藤森委員 資料4の3Pの参考をみますと、漁協としてコイを放流する場合、種苗の確保や検査についてきちとなされれば放流をしてもよいということになっていますが、長野県内でここ数年の間に放流された場所があるかどうか確認をしたいと思います。

事務局 藤森委員さんからご指摘がありましたように、ただし書きにありますとおり水産試験場にご相談して下さいとお願いしていますが、委員会指示がでてからここ数年はそういったご相談もなく放流を実施した漁協はございません。

ただ放流に変わる方法として、産卵場を造成してそこにいるコイに卵を産ませるということは可能ですので、そういった方法をとってくださいといったご指導はさせていただきます。

諏訪湖漁協さんもそういった取り組みをされているということで先進的な事例であると思います。

桐生委員 私事ですが、家の池でコイを飼っていて、昨年1週間の間に50尾位のうち30尾死にました。KHVかと思って水産試験場へ検体を持っていくのに平日でないといけないので結局できなかったのですが、そのうち収束したのですけれども、60cm程度の正月用に食べようと思っていたのが死んでいます。

結果を見るとおそらく、一緒に飼育している金魚は何ともなかったもので、KHVではないかと思います。今度そのようなことがありましたら、平日持っていくようにします。是非よろしくお願い致します。

事務局 コイの異常な死亡につきましては、地域の水産試験場でご指導させていただきますので、そういったことがありましたらご連絡いただければ対応可能かと思います。よろしくお願い致します。

竹原委員 水温が20℃から25℃くらいで発生するという事は、水温がもっと低い場合にはそのまま保菌者みたいな形で残ってしまうのでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。この病気は水温が最初は15℃前後といわれていたので

すが、もっと高い水温から蔓延するようで、その時にウイルスの増殖が盛んになってコイの宿主をやっつけてしまうということですが、長野県ですと11月以降5月連休位までは発病がございません。その期間はコイの体内にウイルスを持っているとは思いますが、ウイルスの活性が下がるということで発病が無いということが考えられます。発病が無いからといってそこにいるコイたちがきれいなコイであるかどうかはわかりません。

竹原委員 発症していないコイを保菌者かどうか調べる方法はないのですか。

事務局 国の研究所がございまして、そこで開発している手法ですが、コイの血液を採ってウイルスの抗体を調べるという手法がございまして。

平林会長 他に御質問ご意見はありますか。よろしいですか。

全委員 ありません。

平林会長 それでは特に無いようですので、本件につきましては事務局から提案がありましたとおりの申請どおり1年間延長するということに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 はい。

平林会長 それではそのように決定させていただきます。

続きまして議題5の「オオクチバス等の試験研究による再放流について」です。
事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5により説明

平林会長 今回の場合は、県の水産試験場から天竜川で調査をするということでございますが、何か他にご意見等ありますでしょうか。追跡調査をやられ、バスの生態がわかってくると防除が可能になってくると思いますので、まずはこの様な調査が必要になります。また次回7月に詳しい説明をしていただけるということですが、何かご意見ご質問は無いでしょうか。

全委員 ありません。

平林会長 無いようですので、それでは本件の県水産試験場が行う「オオクチバス等の試験研究による再放流」を認めるということに決定致します。

6番目の議題ですが、「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除について」でございます。

これについては、現在、委員会で支持を出している野尻湖のオオクチバス等の再放流禁止指示について、平成30年3月31日をもって解除期間が終了するため、前回の会議で委員の皆様には野尻湖漁業協同組合から解除の申請が提出された場合についての審査基準を審議していただきました。

野尻湖漁業協同組合が実施している点検の結果及び事務局が実施した調査結果の概要について事務局から報告を受け、前回審査基準を決定いたしました。

事務局からご説明いただけたと思いますが、資料7は前回の議事録が付いていますので確認できます。

今回は、資料8のとおり平成30年1月15日付けで野尻湖漁業協同組合から解除申請が提出されましたので、前回ご判断いただいた審査基準に基づき指示解除の可否をここで決定していただきます。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 資料6, 7, 8により説明

平林会長 基本的なところは資料6にありますとおり、オオクチバス再放流禁止ということで県内どこでもこれに従うことが決まっているのですが、野尻湖の場合は指示解除ということで禁止ということころを例外的に解除ということになっています。資料6のとおり3月で期限が切れるということになっています。

それについては前回の資料7の議事録にありますように漁協から申請が出てきたときに備えて基準を決めさせていただきました。その中で富岡委員さんから「この基準を決めたら、それで許可OKなんでしょうか」というご意見がありましたので、「そういうことではない」ということで、私はお返事させていただきました。それを今回決めていただくこととなります。

前回の時にいろいろ意見を出していただいて、事務局に調整していただいて、基準等について改善をしていただき、皆様にメールでご意見を伺い、こういう形で出てきております。

まず、このこところまで、ご意見ございますでしょうか。資料6と7のところまでご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 はい。

平林会長 それでは、資料6、7については事務局から説明していただいたとおりということで進めさせていただきたいと思います。

資料8ですが、前回決めた基準、あるいはいろいろご意見を出していただいて改正をしていただいた点について、まずご質問ご意見を出していただいて、事務局から説明して頂きたいと思いますが何かありますでしょうか。

指示を解除するということですので、逸出防止ということで魚が逃げないように、漁協の方達に毎日、網や網周辺の点検をしていただいている、逸出魚がいたかどうか、いた場合には、どういった魚がいたかということで、毎日、FAXで事務局に調査内容をお送りいただくということをしています。

一番大きなものは緊急時の対応についてですが、網を上げてしまったときにどういう対応をするかということで、先ほど事務局からお話いただいたとおり、今回は、さらに細かく対応していただくようになっています。何かございますでしょうか。

桐生委員 東北電力の対応の場合ですが、東北電力側の担当者や上司が変わった場合に、よく引継ぎされていないということがあるので、そこをきちんと解除の許可の時に漁協さんと打ち合わせをしてやっていただきたいと思います。

東北電力は非協力的ということではないですよ。ただ担当が変わった場合どうなるか、その辺を漁協と相談してやっていただきたいと思います。

事務局 野尻湖漁協を通じて連絡を密にしていきたいと考えております。

平林会長 この前、お辞めになった方のご意見ですが、基本的にはこういった形で「オオクチバス等の再放流禁止解除」ということになると思いますが、今回はこれで良いのですが、「将来的にはオオクチバスを釣るという、いつまでもそれに依存するような形の経営はどうなのでしょう。少しずつ違った方向へ進めていく方策を検討されたらどうでしょうか」という意見が出ていたような気がします。

今回はこれで良いですけれども、これから10年先、20年先、わかりませんがそういった方向でご検討いただきたいということで、漁協の方にもお話しいただきたいと思います。事務局から漁協にお伝えいただければ良いかと思います。

高田委員 私も委員長に同感でございます。今は釣りということが地域の活性化に繋がるということの特例で許可するという事なので、それはそれで良いかと思いますが、今回の特例を継続で対処するとのことですが、そういうこととは別にもう一つあると思います。

前回の委員を引き受けた時に、最初にこの問題を提起されてその時は理解していなかったのですが、国は禁止しているのですよね、それを解除するのだから漁協はそれな

りの努力しなければいけないと、かなりきつい立場でコメントした記憶があります。

実際に努力されている状況、毎年、毎日非常に努力されているのですよね。ところがそのデータが貯まってきて見えて来たことは、漁協さんは非常に努力されているのですけれども、東北電力の都合で放水した時は、もとの木阿弥になっているのです。その後始末をしているのです。金もかかる。大変なのですよね。

私は最初のころよくわかっていなかった。前回の期から務めさせていただいて野尻湖を資源として漁協さんは生業を立てたいから、こういう努力をするから特例として認めていただきたいと仰っている。東北電力はやはり野尻湖を資源として金儲けをしているのです。

漁協さんのデータから、東北電力が放流した時に下に流れていることははっきりわかったのです。その事実を東北電力は知っているはずですが、これは放水すれば逸出するということがわかっていながらやるという、これは一種の未必の故意であります。やってはいけないことをやっている。だったら東北電力はこの場に許可申請してもおかしくはないのです。

私は野尻湖漁協さんも東北電力も、我々の立場からしたら同じ立場ではないかと思うのです。彼らはわかっていながらやっているのではないですか。彼らがどういう努力をするのか見せて当たり前ではないかと思うのです。欧米でやっている、電気トラップをかける、それくらいやってもよいのではないのでしょうか。東北電力は野尻湖漁協と同じ立場ではないかと思うのです。行政の方でしっかり調べて彼らをこの席に来ていただければよいのではないのでしょうか。

平林会長 行政の方でも十分に、かなり強く指導なさっているのですよね。非常事態の時はあらゆる手法をとって徹底的に駆除するという対応しているということになっています。高田委員さんがおっしゃったことはその通りだと思いますが、ここに東北電力の方に来ていただいて説明いただいても、やはりやっていただくこと、先ほど桐生委員さんがおっしゃった通り担当が変わったときに内容がコロコロ変わっても困るので、そこはきちんと行政が指導するというので今までやってきていますので、お気持ちはわかるのですが、今のような形で進めさせていただくということでご了解を頂きたいと思います。

藤森委員 高田先生のおっしゃることはもっともであると思いますが、今回は申請を受理しようという話で前回までできていますので、それに対してどういう対策を講じるかということで皆さん来ているのですけれども、実際、もっと広く全国的に考えた時に、私は全内漁連の委員をやっていますのでわかるのですが、そちらの人たちの話を聞きますと本当に苦勞しているのです。駆除に必要な資金は全額出ていないのです。諏訪湖漁協でも補助金をもらっていますがとても補助金では足りないのが現状です。

そういった中で実際にブラックバスをどうしようかということで長野県漁連も非常に苦慮しています。野尻湖だけにブラックバスがいるのではなく天竜川にもいますし、信濃川でもいますし、他の湖沼でもたくさんブラックバスがいるのです。

そういったことを真剣に考えなければいけないときにきているので、そういったことを踏まえた時に長野県の野尻湖だけが収入に入れていると、天竜川水系の人たちだって公平に考えていただかなければならない。

これから三年間委員をやっていただくことになりますので、早い時期に、日本全体の流れがどうなっているか、長野県の状況はどうなっているか、実際の対策をどのようにとっていったらよいか等この委員会で検討を始めていただいて、三年後に申請が出てくると思いますので、その時にどうするかということを検討し、早い時期に野尻湖に対してこういう形ができなければ許可が出ないと思うよ、というようなことを指摘してあげて、今の東北電力の問題もありますので東北電力の方にもここに来て説明していただいて、緊急事態が生じた時にも外来魚は大量には流れませんよというような対策を提示してもらおうということが必要になると思います。ですから早い時期に結果を詰めるということを是非お願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

平林会長 そういうご意見です。3年後と言わなくてもそういう方向で行かなければいけないと思います。他に何かご意見ご意見等はございますでしょうか。

事務局 一つだけ確認があります。高田委員から国では禁止しているのにここでは認めているという話がありましたが、キャッチアンドリリースについては、国は禁止しておりません。その点をご理解をさせていただきますようお願い致します。

高田委員 了承しました。

平林会長 そういったことも含めて、野尻湖漁協さんもいろいろ対策をしていただいて、取り入れていただくように書いてありますので、特に皆様からご意見ご質問なければ今回は申請のとおり認めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

平林会長 皆様からご了承いただきましたので、それではオオクチバス等再放流禁止指示解除については申請のとおり認めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。その他ですが何かご意見ご質問はございますでしょうか。事務局からありますでしょうか。

事務局 事務局からはありません。

藤森委員 今の野尻湖の件に関してですが、事務局の方でできれば水産庁の考え方、これからのように考えていくのか、内水面漁場管理委員会の中央会の考え方、全内漁連の考え方もありますのでそういったものを集めていただいて、資料を委員さんに配っていただきたいと思います。

既に外来魚のキャッチアンドリリースをしている先進的な山梨県の状況を情報として、委員さんたちに提示してあげるということも大事だと思いますので、お手数ですがよろしくお願い致します。

平林会長 事務局の方はそういったことでよろしいでしょうか。

事務局 御意見をいただきましたので検討させていただきたいと思います。

酒井委員 加えてのお願いですが、どれをだれが動かして、どういうタイミングで開けざるをえないというのを整理がいつもうまくつかないので、結果的にどういうときにだれがどこでどこまでが把握していて、開いてどうなっているかというのが整理できなくなって、前もこういう風に漏れた時にどうしてだったのですかと後で聞いた時に、ここが開いていたからですという説明をうけるという、結果があった時にこうだったからですというふうになっているのですけれど、データが積み重なってきているので、ここの部分は誰しか動かせないとか、ここの部分はこういう事情だと必ず開けざるをえないという状況と対応を整理してもらって、状況としてこういうことが起きた時にこういうふうになるということを一覧にしてもらえるとありがたいと思います。

事務局 資料8の9Pをご覧いただきたいのですが、①御小屋用水②小丸山用水③池尻川と記載してございます。①と②の用水路については装置1についているところは東北電力の方で従来から設置しているスクリーンでございます。装置2、装置3は漁協が新たに設置したスクリーンでございまして、漁協は固定式で上げることはできません。今回議論になっているのは、③池尻川にある装置1装置2装置3でございます。

池尻川は1級河川でございまして、本来設置するときは河川管理者の許可がいるということで長野建設事務所の許可ということになっていますが、許可の要件として設置したものを何かの場合に上げるということではなければ許可できないということで、装置1装置2装置3については、ウィンチを付けて上げられるようになっています。

何かというのは洪水を発生させるといったことが懸念される時に、許可の際の条件になっておりますので、漁協は拒むことはできません。東北電力が上げるということではなくて、東北電力で基本的には発電取水に回すので、ある程度の増水があっても上げ

るということはないのですけれども、昨年あった油漏れであるとか不測の事態の場合については、東北電力の方で漁協に要請して東北電力で請け負っている業者が上げるということになっていると聞いております。

装置1装置2装置3が可動式になっています。排砂門についてもこれを上げることによって流量が増えますので、東北電力の事情で上げるわけです。下にあるネット上のものがあると流量を妨げないように上げるということになっておりまして、ただ排砂門を開けたのは昨年、皆様にご報告した東北電力敷地内における油の流出事故で、通常の発電用水路が油で汚染されたものを、国土交通省の水を止めて点検するよう指示があったため、野尻湖の水位が上がるのを防ぐということで、稼働排砂門を下から5cm程度上げたということをして1回あったということをお記憶しています。

点検のために上げるということは3回あったと聞いているという状況であります。

酒井委員からお話のあった、上げる状況と上げられる装置、上げるものについてはこういった状況でありますのでご理解いただきたいと思っております。

酒井委員 池尻川の洪水出水の時は、河川の条件として上げなければいけないというのは、またどういったタイミングで誰がというのは、実際に管理をされている野尻湖の方が上げているということになるわけですか。

事務局 許可要件のところにあります。確認をしてまた別の機会にお話しすることによってよろしいでしょうか。

酒井委員 昨年の東北電力の事故の時の事情はよくわかったのですけれども、導水の方に流せないで、川の方に流さざるを得なかったから水が増えたから上げたということで、そうではなくて、実際に増えたから水を取らざるを得なかったという事情はどのくらいの頻度でどれくらいあったのか、その時に実際に逸出があったのかという整理があれば、普段努力されているのと非常事態の時に困難だということの整理がつかないと思いますので、教えていただきたいと思っております。

事務局 次の機会に整理してお話したいと思っております。

平林委員 他に何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

全委員 ありません。

平林会長 無いようですので、これで本日の議事の全てを終了致します。進行を事務局へお返しします。

事務局 本日はありがとうございました。これもちまして、第228回長野県内水面漁場管理委員会を閉会致します。次回は、場所は未定ですが7月を予定しております。

議事録署名委員

議事録署名委員